

# 御宿町次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務仕様書

## 1. 適用範囲

本仕様書は、御宿町が実施する「御宿町次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

## 2. 業務名

御宿町次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

## 3. 業務の目的

本業務は、町民や関係団体等の子育て等に関する意識やニーズ、課題や問題点等を把握・分析するとともに、今後の取組についての方針を定めるための御宿町次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度から5年間）の策定を支援することを目的とする。

## 4. 履行期間

契約の翌日から令和2年3月31日までとする。

## 5. 計画の構成

御宿町次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものとする。

## 6. スケジュール

時期	内容
令和元年 7～8月	・平成30年度に町が実施したアンケート調査結果及びその他のデータを用いた現状分析 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出
9月中	・骨子案作成完了
10月中	・素案作成完了
12月中	・千葉県との協議 ・原案作成完了
令和2年1月中	・パブリックコメントの実施
2月中	・詳細修正
3月中	・議会上程 ・計画策定完了

※スケジュールは状況により変更することがある。

## 7. 業務内容

受託者は、計画策定支援として、次に定める業務内容を実施するものとする。

### (1) 現状の分析と課題の整理

- ・平成30年度に本町が実施した「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の結果による分析及び本町の課題並びに子育てに関する住民の意向及びニーズについての整理
- ・現計画の進捗状況の整理
- ・本町の既存の統計データによる分析
- ・本町の各種計画書・調査報告書等からの地域特性の把握
- ・本町の施策・事業・サービスの実施状況及び課題の整理
- ・国、県等の関連法令・指針・制度・計画等の動向把握
- ・本町の上位計画・関連計画の把握、整合性の調整

なお、これらのデータは受託者が独自収集するものの他、本町の個人情報保護条例及び情報公開条例を遵守のうえ、本町の保有する情報について貸与することができる。

また、本町及び県内広域圏の状況等を踏まえ、必要のある各種法令・指針・計画・事業などの概要を把握し、本計画への整合性を図ることとする。

### (2) 重点施策・評価指標の検討

重点施策・評価指標の検討にあたっては、国・県の施策及び本町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

### (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する業務

アンケート調査の結果や人口推計に基づき、教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対応するための教育・保育及び子ども・子育て支援事業の確保方策を検討する。

### (4) 計画骨子案・素案の作成

上記の調査分析及び検討結果を踏まえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえで、委託者が示した構成及び内容に沿って、計画の骨子案・素案を作成する。

また、パブリックコメントの実施にあたっては、寄せられた意見への回答案の作成支援を含むものとする。

- ・基本的方向性の検討
- ・基本理念、施策の体系、重点施策等の検討・作成
- ・計画骨子案、素案の作成
- ・パブリックコメント実施支援
- ・計画書の編集、校正

### (5) 子ども・子育て会議運営支援

会議については、子ども・子育て会議3回程度の開催を予定しているため、これらの会議の運営を支援するものとする。

- ・会議資料原稿データ作成
- ・子ども・子育て会議の出席、運営支援、資料説明
- ・子ども・子育て会議の議事録作成（要旨）

(6) 計画書の編集・校正・修正作業

計画書の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、町民にわかりやすく読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮するものとする。

(7) 評価・取組進捗管理シートの作成

計画期間中の各年度における取組の進捗状況や指標とした数値の変化をまとめるための評価・取組進捗管理シートを作成する。

8. 成果品

No.	品目	内容	部数
1	計画素案	電子データ（Word 形式等）	
2	計画原案	電子データ（Word 形式等）	
3	計画書	A 4 判、表紙レザック紙、本文上質紙、1 色刷り、あじろ綴じ製本、100 頁程度	50 部
		電子データ（Word 及び PDF 形式）	
4	評価・取組進捗管理シート	電子データ（Excel 又は Word 形式等）	

※電子データについては、CD-ROM等の電子媒体に格納し納品すること。

9. その他

- ・本業務において納入された成果品のデータについては、本町に帰属するものとする。
- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ、委託者と協議して決定する。
- ・当該計画にかかる事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど、状況が変化した場合には、委託者と協議のうえ、本業務内容を変更することができる。